

新潟市水防計画新旧対照表

No	目次	ページ	新	旧	修正理由
1	水防計画	5	<p><u>8</u> 河川管理者の協力 <u>(1)</u> 協力が必要な事項 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行うものとする。 <u>ア</u> 河川に関する情報の提供 <u>イ</u> 重要水防箇所の合同点検の実施 <u>ウ</u> 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 <u>エ</u> 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与</p> <p><u>(2)</u> 河川に関する情報の提供 河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。</p>	(新規)	水防法改正に伴う修正
2	水防計画	5	<u>9</u> 重要水防箇所評定基準	<u>8</u> 重要水防箇所評定基準	項目追加に伴う繰下げ
3	水防計画	5	<u>10</u> 水防資器材	<u>9</u> 水防資器材	項目追加に伴う繰下げ
4	水防計画	5	<u>11</u> 消防団員数	<u>10</u> 消防団員数	項目追加に伴う繰下げ